

障発 1001 第 1 号
令和元年 10 月 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和元年度税制改正に伴う「障害者に対する自動車税、軽自動車税
又は自動車取得税の減免について」(平成 9 年 3 月 27 日付け障第 125
号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)等における対応について

地方税法等の一部を改正する法律(平成 31 年法律第 2 号)において、自動車
税及び軽自動車税の名称が変更されたこと並びに自動車取得税が廃止され、自
動車税及び軽自動車税において「環境性能割」が導入されたことに伴い、以下に
掲げる通知については、本日以降、自動車税とあるのは「自動車税(種別割)」
に、軽自動車税とあるのは「軽自動車税(種別割)」に、自動車取得税とあるの
は「自動車税(環境性能割)」又は「軽自動車税(環境性能割)」に読み替えて対
応するようお願いいたします。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、これについて御了知の上、
管内市町村(特別区を含む。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知
徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

- ・「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」(平
成 9 年 3 月 27 日付け障第 125 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)
- ・「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は
自動車取得税の減免の手續等について」(平成 9 年 3 月 27 日付け障企第 126 号・
障障第 52 号・障精第 86 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・障害福祉
課長・精神保健福祉課長通知)

以上